

利用上の一般的注意

1 巻別内容

この報告書は、全部で4分冊からなっており、このうち、第1巻から第3巻まで全国集計、第4巻は都道府県別集計を収録している。

各分冊の収録内容は、「統計表の巻別内容及び前年対照一覧表」を参照されたい。

2 民営、公営

各表とも、特に説明がなければ民営企業のみの数値である。

また、「民・公営計」の公営とは、国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律に規定される国営企業等又は地方公営企業労働関係法に規定する地方公営企業をいう。

3 産業分類

この報告書に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成5年10月改訂）により分類表示している。ただし、農業、林業及び漁業の産業は除く。

4 集計労働者の要件

この報告書に収録されている各統計表は、いずれも次の要件を満たす常用労働者について集計したものである。

イ 平成14年6月30日（給与締切日の定めがある場合には、6月における最終給与締切日）現在において、年齢が満15歳以上のもの。

ロ 平成14年6月分の給与の算定期間（例えば、毎月25日が給与締切日であれば、5月26日～6月25日の期間、給与締切日がない場合は、6月1日～6月30日の期間）中に、実労働日数が18日以上であって、1日当たりの平均所定内実労働時間数が5時間以上のもの（ただし、パートタイム労働者についての統計表は1日以上であって、1日当たり1時間以上9時間未満のもの。）

5 集計労働者

この報告書に収録されている統計表は、特に説明がない限り、一般労働者（パートタイム労働者を除いたもの）について集計したものである。

6 産業計

産業計については、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業及びサービス業を合計したものである。

7 企業規模計

企業規模計は、企業規模10人以上の計であり、企業規模5～9人は含まない。

8 表章事項と端数処理

「年齢」、「勤続年数」、「所定内実労働時間数」、「1日当たり所定内実労働時間数」、「超過実労働時間数」、「きまって支給する現金給与額」、「所定内給与額」、「1時間当たり所定内給与額」及び「年間賞与その他特別給与額」は、いずれも労働者1人当たりの平均値である。

なお、「年齢」、「勤続年数」及び「1日当たり所定内実労働時間数」は小数点第2位を、「所定内実労働時間数」及び「超過実労働時間数」は1時間未満を、「きまって支給する現金給与額」、「所定内給与額」、「年間賞与その他特別給与額」及び「初任給額」は100円未満を、「1時間当たり所定内給与額」は1円未満を、それぞれ四捨五入して表示（「年齢」及び「勤続年数」については、さらに0.5を加えている。）している。

9 労働者数

労働者数は、10人未満を四捨五入したものである。したがって、合計欄の数字は、その内訳を合算したものと必ずしも一致しない。4人以下の労働者数は、「0」と表示してある。

「-」は、該当労働者がいなかったことを示している。

10 給与額

「きまって支給する現金給与額」と「所定内給与額」の差は、「超過労働給与額」を示している。

11 標準労働者の設定

標準労働者の設定については、学校卒業後直ちに現在の企業に入り、その後引き続き勤務して調査時点で在籍している者のうち、学歴別に次の条件に該当する者とした。

学 歴	年齢から勤続年数を差し引いた数	摘 要
中 卒	15	中学校を卒業した者
高 卒	18	高等学校を卒業した者
高専・短大卒	20	専門学校・短期大学を卒業した者
大 卒	22 23	大学を22歳で卒業した者 大学を23歳で卒業した者

12 学 歴

統計表における学歴の表記は、便宜上、「小学・新中卒」を「中卒」、「旧中・新高卒」を「高卒」及び「旧大・新大卒」を「大卒」とした。

13 階級区分

年齢階級区分の表示において、「～17歳」は、15歳以上18歳未満、「18～19歳」は18歳以上20歳未満を表す。その他の区分もこれに準ずる。

勤続年数階級区分の表示において、「0年」は勤続1年未満、「1年」は勤続1年以上2年未満を表す。その他の区分もこれに準ずる。

また、経験年数階級区分の表示もこれに準じている。

所定内給与額階級区分の表示において、「～99.9千円」は100.0千円未満、「100.0～119.9」は100.0千円以上120.0千円未満を表す。その他の区分もこれに準ずる。

14 職階別統計表

統計表のうち、職階別に集計したものについては臨時名義労働者を含まない。

15 集計上の誤差

労働者数が少ない場合には、誤差が大きいので、利用上注意を要する。

16 未収録一覧表

統計表のうちには、一部分が報告書に収録されていないものがあり、それらについては「未収録一覧表」に示してあるので、その利用については、厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課へ照会されたい。

17 そ の 他

その他本報告書利用上必要な事項等については、第1巻「I 調査の概要」を参照されたい。